

一般社団法人 全国畜産経営安定基金協会業務方法書

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この業務方法書は、一般社団法人全国畜産経営安定基金協会定款（以下「定款」という。）に基づき、一般社団法人全国畜産経営安定基金協会（以下「協会」という。）の業務の方法を定め、もってその業務の適正かつ円滑な運営に資することを目的とする。

(業務運営の基本方針)

第 2 条 協会は、協会の会員たる農業協同組合、農業協同組合連合会及び畜産物生産出荷組合が行う畜産経営安定長期平均払事業（以下「平均払事業」という。）の実施等の促進を図るため、畜産経営安定長期平均払促進事業（以下「平均払促進事業」という。）等を実施し、畜産経営の安定に資するため、行政庁その他関係機関との緊密な連携のもとに、その業務を能率的かつ効果的に運営するものとする。

第 2 章 平 均 払 事 業

(事業主体)

第 3 条 平均払事業の事業主体は、協会の会員たる農業協同組合若しくは農業協同組合連合会（農業協同組合が事業を実施できない場合に限る。）又は畜産物生産出荷組合（以下「農協等」という。）とする。

(平均払事業参加農家)

第 4 条 平均払事業の参加者（以下「参加農家」という。）は、家畜（一般社団法人全国畜産経営安定基金協会理事長（以下「協会理事長」という。）が別に定めるものに限る。）を飼養する農業者であって、次の要件を満たすものでなければならない。

- (1) 今後長期にわたって畜産経営を継続する意欲を有する者であること。
- (2) 平均払事業の実施により経営安定の効果が期待できる者であること。
- (3) 農協等の組合員であること。
- (4) 農協等を通じて畜産物を出荷する者であること。

(平均払契約)

第 5 条 農協等は、当該参加農家に対して一定額を平均払する旨の平均払契約を締結するものとする。

- 2 平均払契約の契約書の作成に当たっては、あらかじめその内容につき協会理事長の承認を得るものとする。
- 3 第 1 項の平均払契約における平均払額又は平均払額算出の基礎となる一定の率は、協会理事長が別に定める方式に準拠して、原則として、農協等が協会と締結する損失補償契約の期間ごとに定めるものとする。

(平均払の実施)

第 6 条 農協等は、平均払契約の定めるところに従い、畜産物を販売したとき又は毎月一定の日に参加農家に対し一定額を平均払するものとする。

- 2 畜産物を販売したときに平均払する場合にあっては、次によるものとする。
 - (1) 農協等は参加農家の畜産物を販売した場合において、当該販売額から生産資材費及び平均払額を差し引いて残余があるときは、留保するものとする。
 - (2) 畜産物の販売額が生産資材費及び平均払額の合計額を下回った場合には、平均払額を限度としてその不足分を当該参加農家に係る留保金から充当するものとする。

- 3 毎月一定の日に平均払する場合にあっては、次によるものとする。
 - (1) 農協等は、参加農家の畜産物を販売した場合において、当該販売額から生産資材費を差し引いて残余があるときは留保し、平均払額は当該参加農家に係る留保金から充当するものとする。
 - (2) 畜産物の販売額が生産資材費を下回った場合には、その不足分を当該参加農家に係る留保金から充当するものとする。
- 4 第2項第2号、前項第1号又は第2号の場合において当該参加農家に係る留保金が不足したときは、農協等はその独自の資金措置により平均払額を限度として仮払を行うものとする。
- 5 前項の仮払を受けた農家において、留保金が生じたときには、仮払金の返済に充当するものとする。
- 6 参加農家は、平均払契約の満了時において仮払金に残額がある場合であって、平均払事業を継続実施するときは、当該仮払金の残額を次の契約期間に繰り越すことができるものとする。

第 3 章 平均払促進事業

(平均払促進事業の内容)

第 7 条 平均払促進事業は、協会理事長が定める損失を補償する補償事業及び平均払事業の実施により生ずる仮払金に対する原資の融通事業並びに平均払事業の促進のための助成事業とする。

(損失補償契約)

第 8 条 農協等は、あらかじめ協会と損失補償契約を締結するものとする。

2 損失補償契約の契約期間は、3年以内とする。

3 損失補償契約を締結する場合の契約書は、協会理事長が別に定める契約書例に準じて作成するものとする。

(補償の対象とする損失及び補償の実行)

第 9 条 協会が補償する損失は、平均払契約に基づく農協等の仮払債権（農協等が参加農家の販売代金によらずに平均払を行う場合において、当該農家に対して有することとなる債権をいう。以下同じ。）が、次の各号のいずれかに該当する場合における当該仮払債権に係る損失とし、損失補償は、当該農家の資産を処分してもなお当該仮払債権の全部又は一部の弁済の見込みがないと認められる場合に限り実行するものとする。

(1) 参加農家の負債を整理するための農協等による計画的な経営中止の場合を除き、当該仮払金に係る債務者が破産等により経営を中止した場合であって、当該仮払債権について法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第2号若しくは第3号、又は法人税基本通達（昭和44年5月1日付け直審（法）25）9-6-1、9-6-2に基づき貸倒処理が認められる場合

(2) 当該仮払金に係る債務者が天災地変・家畜伝染病の発生による不可抗力により経営を中止した場合

(3) 当該仮払金に係る債務者又は主たる従事者が死亡し、又は病気・事故による長期療養が原因で経営を中止した場合

(損失補償の範囲)

第 10 条 協会が補償する損失の範囲は、前条各号のいずれかに該当する場合の当該仮払債権額に100分の80を乗じて得た額以内とする。

(損失補償の限度額)

第 11 条 協会が補償する損失の限度額は、参加農家ごとの仮払限度額（平均払契約において定める当該参加農家の契約頭数に1頭当たりの仮払限度額を乗じて得た額をいう。）と約定利息の合計額に100分の80を乗じて得た額とする。

2 前項の1頭当たりの仮払限度額は、協会理事長が別に定めるものとする。

(損失補償契約額の合計額の最高限度)

第12条 協会が損失補償契約で締結することのできる契約額の合計額の最高限度は、入会預り金に係る特定資産の額に、その果実を損失の補償事業に充てることを指定した寄付又は助成された財産の額を加え、協会理事長が別に定める額と次条の譲受債権残高及び定款第39条の損失補償に要する経費の支払に充てるための借入金残高の合計額を控除して得た額の20倍に相当する額を超えてはならないものとする。

(債権の譲受)

第13条 協会は、損失補償の実行をしたときは、当該損失補償に係る農協等から、その履行した金額に相当する仮払債権を譲り受けるものとする。

2 前項の規定により、農協等が当該債権を譲り渡したときは、遅滞なくその旨を当該債権債務者に通知するものとする。

(譲受債権の行使)

第14条 協会は、損失補償に係る仮払債権を譲り受けた後、当該仮払債権の回収事務を当該農協等に委託するものとする。

2 前項の委託された農協等が、当該債権の回収を行った場合において、回収した金額から管理回収に要した経費を差し引いてなお残額があるときは、協会及び当該農協等の当該損失補償に係る債権の額の割合に応じて、その残額を当該損失補償に係る債務の弁済に充当するものとする。

(譲受債権の償却)

第15条 協会は、第13条の規定により譲り受けた債権が次の各号のいずれかに該当する場合には、その債権の全部又は一部を償却することができるものとする。

(1) 当該債権を譲り受けた日から起算して2年を経過した場合

(2) その他協会理事長が償却を適当と認めた場合

(仮払金に対する原資の融通事業)

第16条 平均払契約に基づく平均払のための仮払金が協会理事長が別に定める限度額に達し、平均払の継続に支障があると認められるときは、協会は、農協等に対し、当該仮払金相当額について当該限度額の範囲内において原資の融通ができるものとする。

2 協会から融通を受けた農協等は、関係参加農家の留保金をとりまとめ協会理事長の定めるところにより協会に返済するものとする。

3 協会が融通する仮払金の原資の融通額は、平均払の継続に必要な額の範囲内とする。

4 協会が融通する仮払金の原資は借入金によるものとする。

5 仮払金の原資の融通に係る借入金の返済は、第2項の農協等からの返済金をもって充当するものとする。

(融通の対象)

第17条 協会が行う融通の対象は、農協等の参加農家に対する仮払金が当該農家の仮払限度額に達した場合の仮払金とする。

(融通の開始)

第18条 農協等の参加農家に対する仮払金が次の各号のすべてに該当する場合には、協会は、農協等に原資を融通することができるものとする。

(1) 仮払限度額に達した参加農家数が総参加農家数の3分の1を超えた場合

(2) 前号の仮払限度額に達した参加農家に対する農協等の仮払残高が、各農家の仮払限度額の合計額の3分の1を超えた場合

(融通の範囲)

第19条 協会が行う融通の範囲は、前条第1号の仮払限度額に達した参加農家の仮払限度額の合計額に100分の80を乗じて得た額以内とする。

(融通の条件)

第20条 協会が行う仮払原資の融通条件は、次のとおりとする。

(1) 償還期間は、3年以内(その期限は損失補償契約期間の満了日まで)とし、償

還方法は定期不均等償還とする。

- (2) 利率は、協会が金融機関から借り入れる借入金利相当程度とする。
- (3) 原資の融通に係る仮払金の末端金利は、前号に準ずるものとする。
- (4) 融通の形式は、期間特約付6ヶ月手形使用の形式とする。

(次期繰越)

第 21 条 前条の規定により償還期限到来時に未償還額を有する農協等が引き続いて平均払事業を行う場合は、当該未償還額を次の契約期間に繰り越すことができるものとする。

(平均払事業の促進のための助成事業)

第 22 条 協会は、協会の運用益に余裕を生じた場合は、その範囲内において平均払事業の促進のための経費等について、農協等に対し助成金を交付することができるものとする。

2 助成金の配分計画及びその用途については、事業年度毎に協会理事長が定めるものとする。

第 4 章 入会預り金に係る特定資産から生じる果実の使途

(入会預り金に係る特定資産から生ずる果実の使途)

第 23 条 入会預り金に係る特定資産から生じる果実は、協会の管理運営に必要な経費のうち平均払促進事業に係るもの並びに損失の補償事業及び平均払事業の促進のための助成事業に要する経費等に充てるものとする。

第 5 章 畜産経営維持安定特別対策事業

(債務保証の支援)

第 24 条 協会は、畜産経営の維持・安定に必要な資金の融通に伴う農業信用保証保険制度に基づく機関保証を支援するための基金を設け、当該基金から協会理事長が定める畜産経営維持安定特別対策事業実施要領に基づき、助成を行うことができるものとする。

第 6 章 雑 則

(業務の委託)

第 25 条 協会は、必要があると認めるときは、その業務の一部を適当と認められる団体等に委託することができるものとする。

(農協等からの報告の徴収)

第 26 条 協会は、必要に応じ農協等の業務及び財産の状況について報告を徴し、若しくは調査をし、又は書類若しくは帳簿の閲覧を求めることができるものとする。

(細 則)

第 27 条 協会は、この業務方法書に定めるもののほか、その業務の運営について必要な事項は細則をもって定めるものとする。

附 則

この業務方法書の変更は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記日から施行する。